

中小企業組合運営講座

受講料 無料

中小企業組合の定款は、組合の組織や運営の根本的原則を定めており、組合運営の根拠となるものであり、組合運営の適正化・円滑化を図るとともに、組合事業を活性化するためには、定款条文を正しく理解することが必要であるため、事業協同組合の定款を逐条解説する「中小企業組合運営講座」を開催します。

日 時 ・ 場 所

- 日時 令和7年10月2日(木)
10:00~15:40
- 場所 ホテルレイクビュー水戸 2F 常盤
(水戸市宮町1-6-1)

新設組合、組合役員・職員等が交代した組合、改めて定款の内容を知りたい組合…の参加をお待ちしております。

対 象 ・ 定 員

- 定員 40名
 - ・先着順
 - ・1組合からの参加は2名まで
 - 対象 当会会員組合の役員、組合員、事務局員等
- ※事業協同組合以外の中小企業組合の皆さまも事業協同組合の根拠法律である中小企業等協同組合法を準用している箇所が多いので是非ご参加ください。

内 容

事業協同組合定款参考例を基に、組合からの相談事例や総会資料、総会・理事会議事録等の作成方法等について、中央会職員が逐条解説します。

10:00~11:00 事業協同組合定款逐条解説①「第1章 総則～第2章 事業」

中小企業組合制度の概要、中小企業組合の目的・役割、中小企業組合で実施する共同事業等を解説します。

11:00~12:00 事業協同組合定款逐条解説②「第3章 組合員」

組合員の資格、加入・脱退、持分の払戻し方法等を解説します。

13:00~14:30 事業協同組合定款逐条解説③「第4章 出資及び持分～第6章 総会、理事会及び委員会」

年度末から総会開催までのスケジュール、その後の事務手続き、総会資料の作成、総会議事録・理事会議事録の作成等を解説します。

14:40~15:40 事業協同組合定款逐条解説「第7章 会計」

決算関係書類(うち財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案)の作成、利用分量配当、税制上の優遇措置、賛助会員制度等を解説します。

※講義の内容、時間は多少変更する場合があります。

申込方法 ・ 申込期限

裏面の申込書に必要事項を記載の上、9月26日(金)までにメール又はFAXでお送りいただくか、QRコードからお申込ください。

(問い合わせ先) 茨城県中小企業団体中央会 業務課(吉永)
TEL:029-224-8030 FAX:029-224-6446
E-MAIL:shien@chuoukai-ibaraki.io

組合運営講座 受講申込書

申込日 令和7年 月 日

所属先名 (組合名・企業名)	
TEL	
メールアドレス	
記入者氏名	

参加者氏名	役職等名

○組合の管理・運営で御質問等ありましたら記載願います。

--

【受講申込QRコード】

